

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い（案）」
等に関するコメント

平成 29 年 7 月 10 日

有限責任 あずさ監査法人 会計プラクティス部

平成 29 年 5 月 10 日付で公表されました実務対応報告公開草案第 52 号「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い（案）」（以下、「本公開草案」という。）等に関するコメントについて、有限責任 あずさ監査法人の会計プラクティス部にて検討し、以下のとおり意見を取りまとめましたので提出いたします。

質問 1

同意する。

質問 2

①未公開企業の取扱いについて（公開草案第 8 項）

本公開草案第 5 項(4)において、権利確定条件付き有償新株予約権の公正な評価単価の算定技法の利用については、ストック・オプション会計基準第 6 項(2)に従うとされている。この点、ストック・オプション会計基準第 13 項では、「未公開企業については、ストック・オプションの公正な評価単価に代えて、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値の見積りに基づいて会計処理することができる。」とされている。また、本公開草案第 8 項において、「本実務対応報告に定めのないその他の会計処理については、ストック・オプション会計基準及びストック・オプション適用指針の定めに従う。」とされている。

これらからすれば、本公開草案において、未公開企業については、権利確定条件付き有償新株予約権の公正な評価単価についても、単位当たりの本源的価値に基づき、会計処理することを容認しているものと考えられる。

公開会社（会社法第 2 条第 5 号）においては、有利発行でない場合には取締役会決議のみで発行できることから、通常、発行時に払込金額の算定にあたり、有利発行に該当しない公正な評価単価を算定しているものと考えられる。他方、未公開企業の場合は公正な評価単価の算定が難しいことから、本源的価値による算定を認めており、その結果、報酬費用計上がなされないことになっているとすれば、公開企業と同様に有利発行に該当しない公正な評価単価の算定を発行時にすでに行っている場合においては、当該公正

な評価単価により、適切な報酬費用が計上されるようにすべきものと考えられる。

このため、本公開草案において、権利確定条件付き有償新株予約権については、未公開企業に対する本源的価値の容認を認める必要はないものと思われる。

②業績条件の権利確定日の考え方、失効見積数への反映の仕方（公開草案第5項、7項）

業績条件の権利確定日について、公開草案第7項では、「業績の達成又は達成しないことが確定する日」としている。一定の事業年度の業績指標を業績条件としている場合、業績の確定は、当該事業年度の期末日時点で見積ることができる前提で当該期末日を権利確定日とするのか、あるいは数値の確定（決算の外部公表など）までは権利確定日とできないのか企業によって、費用計上時期にばらつきが生じないように明確にする必要がある。

また、付与日から権利確定日までの直前までの間に、権利不確定による失効の見積りに重要な変動が生じた場合に見直しすることとされているが、権利確定条件付き有償新株予約権については、業績測定期間の最終段階になり失効数の見積りを精緻に行うことが初めて可能になる場合など失効見積り数の修正による費用計上額の影響が大きい場合が多いものと考えられることから、「重要な変動が生じた場合」はどのような場合であるのか明確にしないとばらつきが生じる懸念があるため、明確化が必要であると考えられる。

③権利不確定数による失効の見積り数について（公開草案第5項（3）（4））

権利確定条件付きの有償新株予約権について、権利確定条件に業績条件が含まれる場合、その達成確率を計算するための手法として広く市場参加者に受け入れられている方法は存在しないと考えられる。すなわち、業績の達成確率は、過去の業績の変動推移だけでなく、当該企業の置かれている現在の外部経営環境や経営者の行動をはじめとする内部経営環境にも影響され、その確率を客観的に数値化するのは困難な領域と考えられる。設例の前提では、業績条件を考慮した見積失効数が十分な信頼性を持って見積ることができるものと仮定されているが、どのような前提条件を満たせば十分な信頼性を持って見積ることができるのかの示唆に乏しい。他方、ストック・オプション会計基準第52項では、十分な信頼性をもって失効数を見積ることができない場合には、見積りを行うべきではないとされている。本公開草案において、権利確定条件付き有償新株予約権については、どのような場合に第52項に該当するのか明確にすべきものと考えられる。

仮に、業績条件を考慮した見積失効数が十分な信頼性を持って見積ることができる場合においても、権利確定条件付き有償新株予約権の権利確定数の見積り方法の開示（ストック・オプション会計基準第16項(4)）においては、算定にあたって使用された算定技法、計算にあたり置かれた仮定（例えば将来の業績達成確率は過去の業績推移のみに依

拠するなど)、使用されたデータ、そして発行会社が業績見通しを公表している場合にはそれとの整合性等、について十分に説明されることが必要と考える。

質問 3

同意する。

質問 4

同意する。

質問 5

現行の「ストック・オプション等に関する会計基準」および「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」の見直しについての提案

今般の公開草案は、ストック・オプション等に関する会計基準に基づいて会計処理を行うことが提案されていることから、同基準の内容について検討したところ、特に公正な評価単価の算定に関連して見直しが必要と考えられる事項についての提案を行う。

①失効の定義（ストック・オプション等に関する会計基準 第 6 項）

公開草案の設例⑩では、「権利確定条件付き有償新株予約権の業績条件を考慮しない公正な評価単価（第 5 項（4）」について記載があり、その算定技法については、同会計基準第 6 項（2）を参照しており、同項には以下の記載がある。

6. スtock・オプションの公正な評価単価の算定は、次のように行う。

(1) 付与日現在で算定し、第 10 項(1)の条件変更の場合を除き、その後は見直さない。

(2) スtock・オプションは、通常、市場価格を観察することができないため、株式オプションの合理的な価額の見積りに広く受け入れられている算定技法を利用することとなる。算定技法の利用にあたっては、付与するストック・オプションの特性や条件等を適切に反映するよう必要に応じて調整を加える。ただし、失効の見込みについてはストック・オプション数に反映させるため、公正な評価単価の算定上は考慮しない。

上記によれば、「公正な評価単価」とは、権利不確定による失効の可能性がない、いわゆるバニラオプションを想定していると考えられる。他方、同会計基準第 51 項の記載は、以下のとおりである。

51. 第7項及び第9項に規定するように、ストック・オプションに関する会計処理に関しては、権利不確定による失効数と権利不行使による失効数を反映させる必要がある。(以下略)

ここでは、権利不行使も失効とみなしている表現があり、第6項の正確な理解を困難にしていると考えられる。すなわち、バニラオプションの価格には権利不行使による失効数は予め織り込まれており、失効の見込みとして見直しの対象にはならないため、表現の変更が望ましいと考えられる。

具体的には、たとえば以下のような対応が考えられる。

- ・ 同会計基準第6項ほか、失効数の見積りに係る「失効」の表現を、公開草案[設例](4)の表現に倣って「権利不確定による失効」と明示的に区別する。
- ・ 権利不行使による失効を単に「権利不行使」という事象として扱い、「失効」と明示的に区別する。

②予想残存期間の推定（ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針 第14項）

ストック・オプションの制度設計として、典型的なケースでは権利行使可能な時点が満期日だけでなく、一定の期間で設定されている。この場合、期間内の任意の時点において早期に権利行使が可能である。

このような制度設計をもつオプションの評価単価は、同様の条件で満期日にのみ権利行使が可能なオプション（ヨーロピアン・タイプ）と比較して自由度が高い分、一般的に高額となると考えられる。

その一方、同適用指針第14項では、「前項に基づき、ストック・オプションの予想残存期間を合理的に見積ることができない場合には、ストック・オプションの予想残存期間は、算定時点から権利行使期間の中間点までの期間と推定する。」

と定められており、本来の満期よりも短い予想残存期間を推定することを示唆している。そのため、この推定を行った場合、満期が短い分オプションの時間価値が小さくなり、同様の条件のヨーロピアン・タイプのオプションよりも評価単価が低くなることが想定される。この評価額に関する大小関係の逆転は、確立された理論（同適用指針第5項(1)）に反しており、従って合理的に算定された価額（会計基準第2項(12)）に当てはまるとは言い難いと考えられる。このような場合、【早期に権利行使可能オプションの評価単価】 ≥ 【ヨーロピアン・タイプのオプションの評価単価】という関係が理論的に確立されている以上、予想残存期間の推定を行わない方が合理的な価格に近いと考えられる。

③予想残存期間の適用（ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針 第7項）

(1)

②を踏まえた場合、オプションの算定技法において一般的な連続時間型モデルであるブラック・ショールズ式に代入する値として、予想残存期間を用いることを適用指針として記載することの妥当性には、議論の余地があると考えられる。

以上